

(旅客用観光バス・貸切バス)

旅 客 運 送 追 加 約 款

- 1 乙は、運送の安全確保と良好な事業運営ができるよう努めること。
- 2 乙の供給する自動車(観光バスあるいは貸切バス)は完全に整備調整された車両であり、運送中破損又は運転不能の事故を生じた時は速やかに完全な代車(他社バス可)を回送するか、乙の負担において区の指定の場所まで輸送するか、いずれかとする。
- 3 乙の供給する従業員(自動車運転手、バスガイド)は、道路運送法その他関係法令の規定を厳守するものとする。燃料その他運送に要する費用は全て乙の負担とする。
- 4 乙の供給する自動車の運送中における事故等は、甲の乗員による場合を除き全て乙の負担とする。
- 5 運送の運行中において天候状況及びその他の事由により当初の路線、目的地の変更が生じた場合は、甲(甲が指定する係員)は乙(運転手)と協議し変更することができる。なお、この路線、目的地の変更により生じた場合においても契約書約款第9条の規定を準用する。
- 6 旅行業者については、運送契約書約款を準用する。中でも特に約款第9条(危険負担)第1項、第2項及び第4項についての責に任ずる。
- 7 天候状況の判断については、甲は速やかに乙に連絡するものとする。なお、雨天、その他特別の事由により、中止又は行先変更する場合は、甲は速やかに乙と協議し定める。